

名古屋市告示第20号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成31年 1月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市緑区大根山一丁目 8番の一部（詳細は、別紙のとおり）

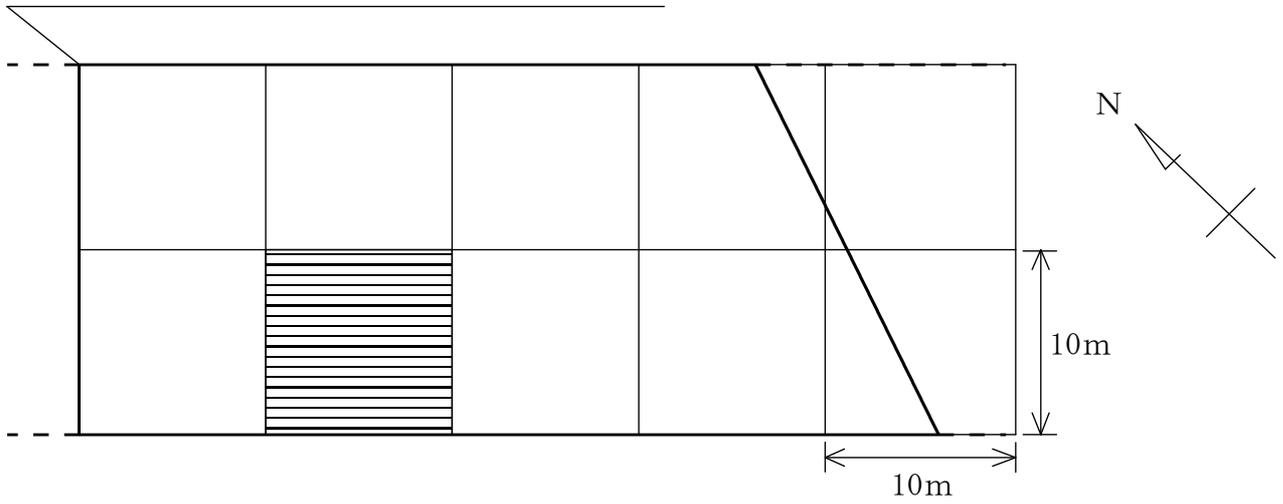
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

緑区大根山一丁目 8番

X座標： -104778.428、Y座標： -19029.183



凡例

 : 調査対象地

 : 筆の境界

 : 形質変更時要届出区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第21号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成31年 1月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定を解除する区域

平成30年名古屋市告示第 484号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

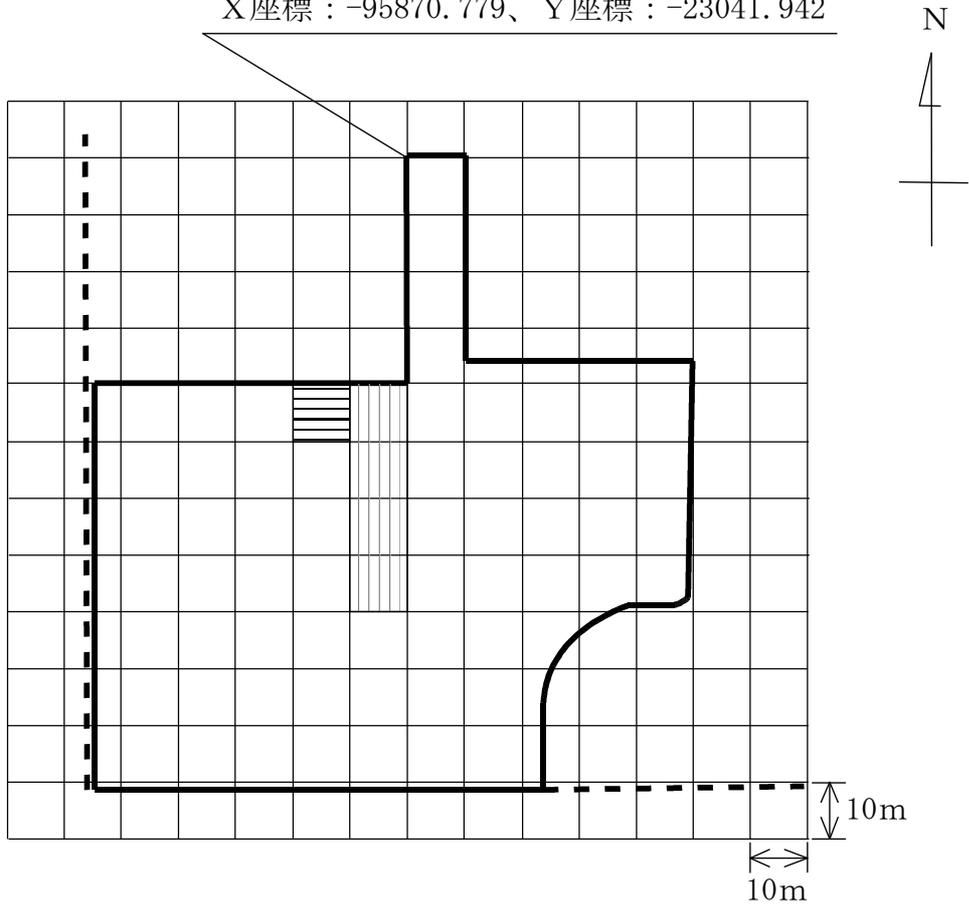
3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

熱田区六野一丁目 307番

X座標：-95870.779、Y座標：-23041.942



凡例

-  : 調査対象地
-  : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第22号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

平成31年 1月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称
駐車場（日光川公園）

2 変更内容

平成31年 1月26日（土）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9 時から午後 4時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成31年1月21日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,598 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,986 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

| 区名 | 規定する数 | 区名 | 規定する数 |
|-----|---------|-----|---------|
| 千種区 | 43,541人 | 熱田区 | 18,194人 |
| 東区 | 21,362人 | 中川区 | 60,390人 |
| 北区 | 45,637人 | 港区 | 39,053人 |
| 西区 | 40,819人 | 南区 | 38,027人 |
| 中村区 | 37,724人 | 守山区 | 46,928人 |
| 中区 | 23,257人 | 緑区 | 66,205人 |
| 昭和区 | 28,310人 | 名東区 | 43,817人 |
| 瑞穂区 | 29,845人 | 天白区 | 43,524人 |

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

313,314人

名古屋市選挙管理委員会事務局

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 1月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

LEGOLAND Japan

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 1番 ほか 1筆

2 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設 | 面積 | |
|----------------|--------|--------|
| | 変更前 | 変更後 |
| F棟建物南側荷さばき施設① | 46.2㎡ | 変更なし |
| I棟建物北側荷さばき施設② | 24.0㎡ | 変更なし |
| I棟建物北東側荷さばき施設③ | 27.0㎡ | 変更なし |
| D棟建物東側荷さばき施設④ | 27.0㎡ | 変更なし |
| C棟建物東側荷さばき施設⑤ | 27.0㎡ | 変更なし |
| P棟建物西側荷さばき施設⑥ | 27.0㎡ | 変更なし |
| P棟建物南側荷さばき施設⑦ | 27.0㎡ | 変更なし |
| N棟建物南側荷さばき施設⑧ | 27.0㎡ | 変更なし |
| M棟建物西側荷さばき施設⑨ | 27.0㎡ | — |
| M棟建物東側荷さばき施設⑩ | 27.0㎡ | 変更なし |
| J棟建物南側荷さばき施設⑪ | 27.0㎡ | 変更なし |
| 計 | 313.2㎡ | 286.2㎡ |

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成31年 8月29日

4 変更する理由

敷地の拡張に伴う施設配置の変更及び荷さばき計画の見直しのため

5 届出の日

平成30年12月28日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 1月22日から同年 5月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 5月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 1月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 401番 ほか 8筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場 | 実効収容台数 | | 収容台数 | |
|-------------------|--------|------|--------|--------|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| エムテックヒマラヤパーキング | 7台 | — | 84台 | — |
| エムテックシティポイントパーキング | 1台 | — | 28台 | — |
| ナディアパーク駐車場 | 2台 | 10台 | 440台 | 変更なし |
| その他駐車場 | 251台 | 変更なし | 2,838台 | 変更なし |
| 計 | 261台 | 変更なし | 3,390台 | 3,278台 |

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 駐車場 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|--------------------------|-----|
| エムテックヒマラヤパーキング | 午前 7時00分から 午前 3時00分まで | — |

| | | |
|-------------------|--|---|
| エムテックシティポイントパーキング | 午前 8時00分から 午前 3時00分まで (日曜日及び休日 は午前 8時00分か ら午後12時00分ま で) | — |
|-------------------|--|---|

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場 | 出入口の数 | |
|-------------------|-------|------|
| | 変更前 | 変更後 |
| エムテックヒマラヤパーキング | 1箇所 | — |
| エムテックシティポイントパーキング | 1箇所 | — |
| その他駐車場 | 33箇所 | 変更なし |
| 計 | 35箇所 | 33箇所 |

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成31年 2月 1日

4 変更しようとする理由

契約駐車場の契約解除のため

5 届出の日

平成31年 1月 7日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課 (名古屋市役所本庁舎 5階)

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 1月25日から同年 5月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例 (平成 3年名古屋市条例第36号) 第 2条第 1項に規定する本市の休日

を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 5月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課